

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>様式第1号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 573 772 1055"><tr><td data-bbox="145 573 185 618">[略]</td><td data-bbox="185 573 772 618"></td></tr><tr><td data-bbox="145 618 185 1055">教 示</td><td data-bbox="185 618 772 1055">1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の<u>県税部、県税部県税センター</u>、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。</td></tr><tr><td data-bbox="145 1055 185 1106">[略]</td><td data-bbox="185 1055 772 1106">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター</u> 、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。	[略]	[略]	<p>様式第1号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="836 573 1458 1055"><tr><td data-bbox="836 573 876 618">[略]</td><td data-bbox="876 573 1458 618"></td></tr><tr><td data-bbox="836 618 876 1055">教 示</td><td data-bbox="876 618 1458 1055">1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の<u>県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を經由して提出してください。</td></tr><tr><td data-bbox="836 1055 876 1106">[略]</td><td data-bbox="876 1055 1458 1106">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を經由して提出してください。	[略]	[略]
[略]													
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター</u> 、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。												
[略]	[略]												
[略]													
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を經由して提出してください。												
[略]	[略]												
<p>様式第2号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の<u>県税部、県税部県税センター</u>、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の<u>県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>に1通提出してください。</p> <p>[略]</p>												
<p>様式第3号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この申請書は、岩手県産業廃棄物税条例第18条第2項の規定の適用を受けようとする場合に、広域振興局の<u>県税部、県税部県税センター</u>、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに提出してください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第3号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この申請書は、岩手県産業廃棄物税条例第18条第2項の規定の適用を受けようとする場合に、広域振興局の<u>県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>に提出してください。</p> <p>[略]</p>												
<p>様式第4号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1868 772 2051"><tr><td data-bbox="145 1868 185 1912">[略]</td><td data-bbox="185 1868 772 1912"></td></tr><tr><td data-bbox="145 1912 185 2051">教 示</td><td data-bbox="185 1912 772 2051">1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知</td></tr></table>	[略]		教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知	<p>様式第4号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="836 1868 1458 2051"><tr><td data-bbox="836 1868 876 1912">[略]</td><td data-bbox="876 1868 1458 1912"></td></tr><tr><td data-bbox="836 1912 876 2051">教 示</td><td data-bbox="876 1912 1458 2051">1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知</td></tr></table>	[略]		教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知				
[略]													
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知												
[略]													
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知												

事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。

[略]

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。

[略]

様式第9号（第19条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。

[略]

備 考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6

事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。

[略]

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。

[略]

様式第9号（第19条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。

[略]

備 考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセ

パーセント（この通知（納税の通知）書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

ント（この通知（納税の通知）書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。